

**【開発行為】** の景観形成基準チェックシート

行為の場所		久留米市 町 番地			
		景観形成基準	配慮・措置の内容		
法面	■	<p>長大な法面が生じないよう配慮すること。但しやむを得ない場合は、次のような配慮をすること。</p> <p>できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、できる限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>(解説は手引き(基準編)P.46を参照)</p>	<input type="checkbox"/>	<p><b>配慮した</b> (右欄に配慮した内容を記入)</p>	
			<input type="checkbox"/>	<p><b>配慮できない</b> (右欄にその理由及び代替の景観配慮を記入)</p>	
擁壁	■	<p>長大な擁壁が生じないよう配慮すること。但しやむを得ない場合は、次のような配慮をすること。</p> <p>構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(解説は手引き(基準編)P.46を参照)</p>	<input type="checkbox"/>	<p><b>配慮した</b> (右欄に配慮した内容を記入)</p>	
			<input type="checkbox"/>	<p><b>配慮できない</b> (右欄にその理由及び代替の景観配慮を記入)</p>	